

姫 監 公 表 第 3 号

令和 5年 3月 27日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	井 上 太 良
同	竹 尾 浩 司

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 市民局定期監査結果報告書
- 4 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 会計課定期監査結果報告書
- 6 監査事務局定期監査結果報告書
- 7 健康福祉局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 8 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和4年度 健康福祉局定期監査（行政監査を含む。）並びに  
関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査並びに同条第7項の規定に基づく出資団体監査及び指定管理者監査

(2) 監査の対象

ア 定期監査

健康福祉局

保健福祉部 保健福祉政策課、地域医療課、障害福祉課、監査指導課  
出先機関 四郷診療所、山之内診療所、総合福祉会館、  
総合福祉通園センター

生活援護室

イ 出資団体監査

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

公益財団法人姫路市救急医療協会

アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社

ウ 指定管理者監査

公益財団法人姫路市救急医療協会【休日・夜間急病センター】

社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

【障害者支援センター、かしのきの里、在宅障害者デイ・サービスルーム、書写障害者デイサービスセンター、障害者体育館、障害者やすらぎルーム、広畑障害者デイサービスセンター】

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

ア 定期監査

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

#### イ 出資団体監査

監査は、事業が出資の目的に沿って運営されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、会計諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

#### ウ 指定管理者監査

監査は、施設が法令、条例、協定書等の定めるところにより適切に管理されているか、出納その他の事務が適正に処理されているかなどにつき、協定書、関係諸帳票その他関係書類の全部又は一部を抽出して実施した。

### (5) 監査の実施場所及び日程

#### ア 定期監査

監査事務局及び現地

令和4年10月19日から令和5年2月17日まで

#### イ 出資団体監査

監査事務局及び現地

令和4年10月31日から令和5年2月17日まで

#### ウ 指定管理者監査

監査事務局及び現地

令和4年11月2日から令和5年2月17日まで

## 2 監査の結果

### (1) 定期監査

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

#### ア 収入関係事務

- (ア) 災害援護資金貸付金償還関係事務（保健福祉政策課）
- (イ) 福祉医療費返還金収入関係事務（保健福祉政策課）
- (ウ) 休日・夜間急病センター使用料収入関係事務（地域医療課）
- (エ) 投薬容器等実費収入関係事務（地域医療課）
- (オ) 障害者福祉費負担金収入関係事務（障害福祉課）
- (カ) 支援費返還金収入関係事務（障害福祉課）
- (キ) 特別障害者手当等過年度返還金収入関係事務（障害福祉課）
- (ク) 介護給付費返還金収入関係事務（障害福祉課）
- (ケ) 障害福祉サービス事業等負担金収入関係事務（総合福祉通園センター）
- (コ) 生活保護費返還金収入関係事務（生活援護室）
- (サ) 緊急援護資金貸付金償還金収入関係事務（生活援護室）

- (シ) 住居確保給付金返還金収入関係事務（生活援護室）
- (ス) 生活保護受給者技能習得事業費戻入金収入関係事務（生活援護室）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。  
早期徴収に努められたい。

イ 支出関係事務（障害福祉課）

姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業に係る ICOCA カード購入事務において、同額の支出負担行為書が二重に起票され、予算差引きもされていた。支出負担行為は予算執行計画に基づき適正に処理されなければならない。また、予算の執行に当たっては、手続に間違いがないか管理点検体制を整えておくべきである。

(2) 出資団体監査

ア 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

イ アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

ウ 公益財団法人姫路市救急医療協会

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。

(3) 指定管理者監査

ア 公益財団法人姫路市救急医療協会（休日・夜間急病センター）

監査の結果、おおむね良好に処理されているものと認めた。

イ 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

（障害者支援センター、かしのきの里、在宅障害者デイ・サービスルーム、書写障害者デイサービスセンター、障害者体育館、障害者やすらぎルーム、広畑障害者デイサービスセンター）

監査の結果、良好に処理されているものと認めた。